

公立大学法人滋賀県立大学の規程等に関する規程

平成 18 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 17 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）における規程等の種類、規程等の制定、改正および廃止（以下「制定」という。）については、別に定めのあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(種類)

第 2 条 法人規程等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則
- (2) 規則
- (3) 規程
- (4) 細則
- (5) 要綱

(学則)

第 3 条 学則は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 4 条に規定する事項について、経営協議会または教育研究評議会の議を経るとともに、役員会の議を経て、理事長が定めるものとする。

(規則)

第 4 条 規則は、法人の運営に係る重要事項について、経営協議会または教育研究評議会の議を経るとともに、役員会の議を経て、理事長が定めるものとする。

(規程)

第 5 条 規程は、法令、公立大学法人滋賀県立大学定款または学則もしくは規則等の規定に基き委任された事項および法人の運営または教育研究に係る基本的事項について、経営協議会または教育研究評議会の議を経て、理事長が定めるものとする。

(学則、規則および規程の改正の例外)

第 5 条の 2 前 3 条の規定にかかわらず、学則、規則および規程の一部を改正する場合で次の各号のいずれかに該当する場合、理事長は、経営協議会または教育研究評議会および役員会における議を省略して定めることができる。

- (1) 法令等の改正により形式的な改正が必要となる場合
- (2) 組織の改正により名称等の改正が必要となる場合
- (3) 用字、用語および送り仮名の改正が必要となる場合
- (4) その他軽微かつ形式的な改正の場合

(細則)

第 6 条 細則は、学則、規則または規程を実施するため、その細目的事項について、当該事務を所掌する副理事長、理事、研究院長、事務局長、附属施設長および学部長等（以

下 制定部局長等（以下「制定部局長」という。）が定めるものとする。

（要綱）

第7条 要綱は、事務処理上必要な事項について、制定部局長が定めるものとする。

（制定）

第8条 第3条から第5条までに規定する法人規程等の原案は、制定部局長が作成するものとし、当該原案について決裁後理事長に制定の依頼を行うものとする。

（細則等の制定報告）

第9条 制定部局長は、第6条および第7条に規定する法人規程等を制定したときは、速やかに、理事長に報告しなければならない。

（法人規程等の通知）

第10条 第3条から第5条までに規定する法人規程等には、制定年月日とともに法人規程番号を付与するものとする。

2 第3条から第5条までに規定する法人規程等の制定の通知は、理事長が指定する場所に掲示してこれを行う。

3 第6条および第7条に規定する法人規程等の制定の通知は、制定部局長が行うものとする。

（法人規程の周知）

第11条 理事長は、前条第2項の規定により掲示された法人規程等について、広く周知されるよう努めるものとする。

（準用）

第12条 基準および指針、その他これに類するもののうち、重要なものについては、第4条に規定する規則に準じて取り扱うものとする。

2 内規その他これに類するもののうち、重要なものについては、第7条に規定する要綱に準じて取り扱うものとする。

（施行期日）

第13条 法人規程等は、当該法人規程等をもって特に施行期日を定めることができる。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。